

## コロナウイルスの影響でネットカフェ閉鎖 路上生活者から聞き取り県に要請

4月21日、川口市の五十嵐健さんが「休業したネットカフェ利用者に避難先として提供されている施設に関する要望」を提出し、村岡正嗣県議、秋山もえ県議、金子幸弘川口市議が立ち会いました。埼玉県はネットカフェへの休業要請と同時に、そのために宿泊所を失う人たちの宿泊施設として上尾市の上尾スポーツ総合センターを確保、21日時点で41人が利用しています。

五十嵐さんは4月15日に、川口駅周辺で路上生活をする人達からヒアリングした内容を報告し「せつかく、県が迅速に準備してくれたけれど『仕事があり、上尾まではとても行けない』『相部屋では、心配だ』など声があります。ネットカフェは川口、西川口、大宮に集中しておりその周辺駅に近いところに、宿泊所をもっと設置してほしい」と語りました。県社会福祉課長は、「あくまで一時避難所。今後の支援は福祉事務所に」と回答。村岡県議は「厚労省の通知にあるように、相部屋とするなら間仕切りなどつけてほしい、5月6日で収束しない場合、延長してほしい」と要請。また、県営住宅への入居制度も周知してほしいと要望しました。

### 申し入れ文は以下の通り

- 1、施設までの送迎手段を用意すること。または、施設までの移動にかかった交通費について支給するなどの措置をとること
- 2、利用期限を原則1週間ではなく、一律に5月6日までとすること
- 3、相部屋ではなく個室を用意すること。それが難しい場合でも、仕切りを用意し消毒液、マスクを用意し入居者の感染防止対策を徹底すること
- 4、上尾市のみではなく川口市など県南の県施設または市施設、民間の宿泊施設を提供すること
- 5、施設の利用状況にもよるが、コロナの影響で家賃滞納、職を失い寮を出ざるを得なかった人等にも範囲を広げるなど、柔軟な対応をすること

## 医療崩壊を防ぐために 市内の医療機関への支援充実を

新型コロナウイルス感染者の拡大が続く中、川口市内で感染拡大防止のための体制として、病院敷地内に陰圧テントを設置して発熱外来を開始した埼玉協同病院を訪問し、医療現場の現状をお聞きしてきました。病院の入口で風邪症状や発熱のある来院者をトリアージ（識別）して、できるだけ接触者を減らし院内感染防止を行っているとのこと。陰圧テントは新型インフルエンザ対策として埼玉県が備蓄していたものを活用しています。(写真)



病院敷地内に設置された陰圧テント



診療に従事する職員からはテント内での診療は圧迫感やビニール臭などでのストレスや、マスクやゴーグル・ガウンなどの衛生用品の不足が深刻であり、行政には新型コロナウイルス患者の受け入れ態勢を公の責任で早期に解決し、通常の診療が維持できるように医療体制を整えてほしい声が出されています。

病院長は、患者の受診抑制で多くの医療機関が経営危機となっており、減収分を補填する政治の対応が必要、と強調されました。また、発熱外来を設置することが難しい中小病院も多くあり、公的に発熱外来を集中して受入れることができる診療施設の確保をしてもらいたい。さらに、公的病院は普段、経営努力を求められ厳しい状況にあるが、今のような状況のときこそ損得抜きにベッド確保し医療崩壊の危機に対応してもらいたい、そのための行政の支援が重要との話しもあり、市も国や県と連携して医療崩壊を起こさないための体制整備に尽力する必要があります。県内では、発熱や呼吸苦がある方の救急要請が断られる事例が増えており、病院の受け入れ態勢をとるためにも病院への財政的支援が保障されることが重要な状況となっています。

# 川口市 こども 発達相談センター を視察

2020年4月～開所

川口市では、市民の皆さんが安心して相談できるよう、福祉・保健・教育・医療分野が連携して乳幼児期から切れ目のない支援を行うことを目的として、4月20日(月)より開所となりました。(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当分の間、電話相談を中心とした対応となっています。)

「落ち着きがない」、「かんしゃくが強い」、「こだわりが強い」、「言葉が遅い」、「お友達と遊べない」など、お子さんの発達について気になることや、心配なことなど、相談員が受け付けます。また、子どもの発達に精通した小児科医・臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士の専門相談や、関係機関への訪問などをおして、不安や悩みを一緒に考えるなどの対応をしています。



面談の申し込みについては、電話で受け付けています。また、新型コロナウイルス感染症予防のため、日程は定かではありませんがまずは電話でご相談下さい。

名 称……子ども発達相談センター  
住 所……川口市青木3-17-11  
電 話……048-259-9048  
受付時間……8時30分～17時15分  
(土、日、祝日、年末年始を除く)

## 新型コロナウイルス感染症 に伴う傷病手当の支給について

知っ 得 情報

国民健康保険被保険者や後期高齢者医療制度被保険者も対象です。

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度ですが新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない人も、利用することができます。自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している。発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国民健康保険被保険者や後期高齢者医療制度被保険者も傷病手当金を支給することになりました。

### ●対象者

新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者（国保加入者のうち給与等の支払いを受けている者）

### ●適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で就労できない期間

### ●支給額

給与収入の3分の2（直近3月間の給与収入から計算）

次に当てはまる方は川口市保健所にご相談ください

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（高齢者や基礎疾患がある方は上記の症状が2日程度続く場合）（解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

相談電話  
川口市保健所

相談専用電話 **048-423-6832**  
平日・土曜日（8時30分～17時15分）